

## 1 地方自治・地方政治

- わが国の地方分権改革は、平成5年6月の地方分権の推進に関する衆参両院の決議を起点として推進され、平成11年の地方分権一括法の成立により、機関委任事務の廃止や国の関与のルール化が図られるなど、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変え、地方公共団体の自主・自立性を高める方向で進められてきた。
- 地方分権一括法の成立により、同法の本質に照らして、地方公共団体が自らの立ち位置を踏まえた自らにふさわしい行政のあり方を選択するよう奨励されるようになったことは、地方分権改革の大きな成果であるが、果たして地方公共団体の側は、従来の発想や行動様式から抜け出し、本来の目的であるはずの「地方自治」の営為そのものの向上、地方自治の現場における創意工夫に十分に取り組んできたのであろうか。
- また、地方分権改革により、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供が可能になり、住民が改革の成果を実感できるようになるためには、「地方政治」の場において、住民自治が実現されることが重要である。
- 本日のセッションを通じて、私たちは、わが国の地方自治の歴史を振り返り、現下のグローバル化時代におけるわが国の諸課題を解決していくためには、従来の中央集権国家とは異なる、自立と連携を基本とした新たな発展モデルが必要であることをあらためて認識した。また、住民の地方政治への関心を高め、真の住民参画と住民自治を目指すための、各都道府県におけるさまざまな知恵と工夫について共有することができた。
- 今後も地方分権の一層の推進は引き続き求めつつも、本日のセッションを踏まえ、自立と連携を基本とした発展モデルをわが国の確固たる軸として、いわば「ポスト地方分権改革」をも見据え、改革の成果を活かした地方自治の深化と地方政治の充実を目指していくという基本的な方向性を共通理解とする。そして、これらの実現に向け、それぞれの地方公共団体が現場での創意工夫に真摯に取り組み、不断の努力を続けていくことをここに確認し、宣言する。